平成２６年（フ）第１６５号
兵庫県宝塚市光明町30番15号　メゾンディスポワール103号
債務者　永山　幸代
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
兵庫県川辺郡猪名川町伏見台４丁目２番地11
債務者　吉原　時彦
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
兵庫県宝塚市小林５丁目４番33―301号
債務者　ゴッド・フットこと　坂本　圭司
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
兵庫県伊丹市南野１丁目４番25号　101号
債務者　中西　久師
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
奈良県天理市山田町638番地１
債務者　吉井　弘子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２１０号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｄ５―502号
債務者　辻　　博正
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７６号
鳥取県鳥取市湖山町西３丁目113番地１　あさひ園、旧住所鳥取県鳥取市雲山233番地９雲雀マンション２―６号
債務者　小野　　一
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０１号
広島市中区住吉町９―20―401、住民票上の住所広島県呉市安浦町中央５丁目１番47号
債務者　橋本　由真
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３３号
広島県廿日市市宮浜温泉１丁目22番23号
債務者　惣田　明久
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４１号
広島県東広島市西条町西条213番地１
債務者　田中　栄治
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４２号
広島県東広島市西条町西条213番地１
債務者　田中　浩余
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６２号
広島市西区南観音２丁目２番41―215号
債務者　神田　由紀
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７４号
広島市西区草津東１丁目７番31―302号
債務者　井上　奈美
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９６号
広島市南区宇品神田５丁目21番４―101号
債務者　河村　芳次
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１３号
広島市中区千田町３丁目３番37―202号
債務者　川﨑　永遠
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５号
広島県呉市阿賀中央３丁目15番11号
債務者　菊岡　　篤
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第９５号
広島県呉市川尻町西３丁目４番32号　201号室
債務者　創笑こと　篠崎　誠則
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第９７号
広島県呉市蒲刈町大浦395番地
債務者　方岡佐加代
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所呉支部